
平成23年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成23年9月7日 (水曜日)

議 事 日 程 (1)

平成23年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第42号 芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第43号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について
- 第5 町長提出議案 第44号 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 町長提出議案 第45号 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)について
- 第7 町長提出議案 第46号 平成23年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 第8 町長提出議案 第47号 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第9 認 定 第1号 平成22年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第10 認 定 第2号 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第11 認 定 第3号 平成22年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について
- 第12 認 定 第4号 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第13 認 定 第5号 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第14 認 定 第6号 平成22年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第15 認 定 第7号 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について
- 第16 認 定 第8号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第17 認 定 第9号 平成22年度芦屋町病院事業会計決算の認定について

- 第18 認 定 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
第10号
- 第19 承 認 専決処分事項の承認について
第6号
- 第20 報 告 財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告について
第9号
- 第21 報 告 平成22年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
第10号
- 第22 請 願 特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出を求める請願に
第2号 ついて
- 第23 請 願 「スーパーASO」誘致に関する請願について
第3号
-

【 出 席 議 員 】 (13名)

- 1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志
-

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 狩集喜美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 境 富雄 監査委員 中西一雄 環境住宅課長 入江真二
住民課長 武谷久美子 福祉課長 松田義春 地域づくり課長 中西新吾
学校教育課長 岡本正美 生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次

管理課長

大長光信行 事業課長

藤崎隆好

管理課付課長

濱村昭敏

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成23年芦屋町議会第3回定例会を開会いたします。
お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

では、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、9月7日から9月22日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。
署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、4番、妹川議員と、9番、今井議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

日程第3、議案第42号から日程第23、請願第3号までの各議案及び報告については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
書記に議案の朗読を命じます。書記。
〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で報告を終わりました。
次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。
議案第42号の芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、平成23年3月11日以降に生じた災害によって死亡した者への災害弔慰金の支給に関し、支給対象となる遺族の範囲を拡大し、兄弟姉妹に支給できるように改正するものでございます。
議案第43号の平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,800万円の増額補正を行うものでございます。歳入につき

ましては、普通交付税や過疎債を増額計上しているほか、芦屋町松本教育振興基金への寄附金を措置しております。また、臨時財政対策債や地方特例交付金を減額措置しております。

歳出につきましては、芦屋町松本教育振興基金への積立金のほか、水田農業担い手機械導入支援事業補助金や22年度に実施しました妊婦健康診査補助金や新型インフルエンザ接種補助金の返還金を計上しております。また、船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事監理委託を措置しております。

議案第44号の平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、前年度繰越金の増額、老人保健医療費拠出金還付金の増額を計上し、歳出では、返還金額決定に伴う過年度分療養給付費等負担金返還金の増額及び調整により予備費の増額を計上いたしております。

議案第45号の平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、収入では、オラレ日南の開設に伴う売り上げなどの営業収益を増額計上し、支出では、開催費及び場外発売受託事業費などの営業費用を増額計上いたしております。

議案第46号の平成23年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、芦屋中央病院事業検討委員会の立ち上げに伴い、検討委員報酬、費用弁償、検討委員会支援業務委託料の支出を計上いたしております。

議案第47号の平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、支出では、人事異動に伴う建設改良費における人件費の手当を増額計上いたしております。なお、収入額が支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金から補てんするものでございます。

次に、認定議案でございます。

認定第1号から第7号までは、各会計の平成22年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第8号から第10号までは、各公営企業会計の平成22年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定をお願いするものでございます。

次に、承認議案でございます。

承認第6号の専決処分事項の承認につきましては、「現下の厳しい財政状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の制定に伴い、個人住民税に係る寄附金税額の適用下限を現行の5,000円から2,000円に引き下げるほか、不申告による過料を現行の3万円以下から10万円以下に改める等の改正を行ったものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第9号の、財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

報告第10号の、平成22年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わります。

次に、7番、辻本議員に請願第2号の趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

7番、辻本でございます。

請願第2号特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出を求める請願書について、請願趣旨を説明、朗読し、説明とさせていただきます。

新聞やテレビのニュースによれば、今後、少子高齢化により、65歳以上の高齢者割合が35%を超え、日本人の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると報じられています。さらに、現状のまま高齢化が推移すると、15歳から64歳までの働き盛りの方々が65歳以上の高齢者人口の2倍を下回り、現在3.3人でお年寄り1人を支援しているものが、2050年には1.5人で1人の高齢者を支援しなければならなくなるということです。

昔の住民構成は人口がふえると子どももふえ、そして働き盛りの大人、その上に私たちお年寄りがいるピラミッドのような形でしたが、これからは人口が減少し、このピラミッドも上下逆さまに変化していき、お年寄りを働き盛りの世代で支える従来の考え方では、このような現状に対応できないことは明白であると思います。

芦屋町においても、人口の減少が顕著であり、現在も微減の状況が続いています。65歳以上の人口割合を示す高齢化率においても、2009年10月の段階で、23.43%に達し、全国平均を上回ったそうです。

また、高齢者人口と並んで高齢者予備軍と言われる55歳から64歳までの、いわゆる団塊の世代と言われる方々の人口に占める割合は14%にも達しているとのことで、5年後、10年後、この世代への対応が重要になってきます。

さらに、芦屋町の高齢者施設の現状を見てみますと、町内の特別養護老人施設の入所待機者は100人を超え、本来すぐに利用可能なはずのショートステイを利用するためには、3カ月も前の申し込みが必要な状況で、本来のその利用目的を大きく外れています。デイサービスに関しましても、リハビリテーションの充実等利用者の希望に応じる内容の改善が求められています。

このような状況を踏まえまして、芦屋町においては、施設整備を中心とした介護環境の充実、また、「あの施設に相談に行けば何とかなる」、「私たちが安心して利用できる」という、地域コミュニティーの核となるような特別養護老人ホームの新設が強く望まれています。

以上のような趣旨に立って、請願事項に書いてありますように、芦屋町町内に特別養護老人ホームを新設することを求める意見書の提出をお願いするものであります。

どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、私の請願第2号の趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の趣旨説明は終わりました。

次に、9番、今井議員に請願第3号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。

請願第3号「スーパーASO」誘致に関する請願書の内容がお手元にあると思うんですけど、この請願書を読み上げ、この議案、請願の趣旨説明といたしたいと思

います。

「スーパーA S O」誘致に関する請願書、芦屋町は、町中心部の町有地の船頭町駐車場に、約1億5,000万円で、スーパー用の店舗施設を建て、その経費は、施設賃料だけで15年かけて償還するという事業計画を、2月の中旬に各社新聞報道などで公表しました。事業者は、飯塚市の麻生芳雄商事（スーパーA S O）で、来年の春、開店予定になっております。町はこの計画の目的を、「買い物難民対策」や「商店街の活性化」としてはいますが、具体的な施策について町民には何も説明していません。

芦屋町を取り巻く商業環境は、地理的に町外からの買い物客が望めず、近隣に大型の安売りスーパーなどに包囲されてるという現状があります。

福岡県は、今年度予算で、「出向く商店街事業」として、近所に商店がなく車を持たない「買い物弱者」のため、商店街による宅配や送迎のサービスへの支援事業を8月末まで募集していました。むしろ、芦屋町の現状では、これらを活用してこそ町の活性化につながるのではないのでしょうか。

また、町は計画の理由を、「町民と商工会からの要望」としてはいます。しかし、多くの町民の方々からは、「近くにスーパーがあるのに共倒れになるのでは」、「新スーパーが撤退したらだれが責任をとるの」という声が寄せられました。

そこで、税金投入型スーパー考える会では、①、この計画に巨額の血税をつぎ込むべきでない。②、町有地の無料提供をすべきではない。③、地元の商店やスーパーをつぶしかねないという理由で、この計画に反対する署名活動を行いました。7月のわずか、1カ月間で1,207名の町民の皆さんから署名をいただきました。しかし、署名活動の途中の7月20日、臨時議会が開催され、施設建設費の約1億5,000万円の補正予算が賛成多数で可決しました。町は町民の財産である町有地に巨額を投じる計画であるにもかかわらず、町民に対して事前説明を行わず、意見要望など聴取の方策をとらなかったことは、町民を無視したものであります。

また、町長は常々、町民との情報の共有化を公言されていますが、スーパーの誘致問題については、一部の町民の声と商工会の関係者、議会、行政関係者のみで進められたことで、町民は憤っています。

よって、この署名を町民の声として請願書に添付し、以下に請願するものです。

これからは4項目の内容が、以上の趣旨に基づいた議会に付託される請願の内容です。

1、町民の血税で、巨額を投じるこのスーパー誘致計画は、「商店街の活性化」と「買い物難民対策」にはならないと多くの町民が考えています。町はいま一度立ち止まって考え直してください。

2点目、町は具体的な「中心市街地の活性化策」を示し、公表してください。

3点目、新設スーパーの駐車場の賃料は取らないとしてはいますが、町有地として無料で貸す根拠がありません。その根拠を明確にして公表してください。

4、施設賃料は月額約90万円と格安ですが、町内の商店やスーパーとの公正な競争は働かず、閉店や撤退していく可能性があります。その対策を示し、公表してください。

以上、請願3号の内容を読み上げて趣旨説明といたしました。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第43号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

議案第43号一般会計補正予算（第3号）についての内容について、ちょっとお尋ねをいたします。所管委員会じゃないもんですからこの場でお尋ねいたしますが、13ページ、歳出の文書広報費、2目の文書広報費の賃金216万が計上されておりますが、これの内容についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

13ページの文書広報費の賃金についてご説明申し上げます。

この賃金につきましては、文書広報費としまして238万1,000円。これについては、保存文書整理、目録作成ということで、関することで、現在、永年文書等の保存をしておりますけれども、これの目録等が実際ございません。それで来年秋には県の文書館というのができ上がりますので、そこに文書移管とかそういうことも含めて、文書のそういった目録ですね、これを作成するために一応臨時職員を6名ほど雇いまして整理するものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 8番 小田 武人君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

同じく13ページ、財産管理費業務委託料として、船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事監理委託が上がっております。この中身について、所管ではないのでご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

工事の監理委託の内容につきましては、その工事が設計書どおりに施工されているか、品質や構造に問題がないかなどをチェックすることが監理委託の内容になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

当初、この駐車場活用事業の予算として1億5,000万円が上がっておりましたが、この405万円というのが、その1億5,000万の中にも含まれているも

のでしょうか。

○議長 横尾 武志君
企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君
この中には含まれておりません。

○議長 横尾 武志君
川上議員、もういいですか。

○議員 10番 川上 誠一君
いいです。

○議長 横尾 武志君
ほかにございますか。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君
先ほどの13ページの文書広報費の件ですが、先ほどご説明では、県のほうに文書館ができるということの話でしたが、保存するために、各町全体の保存文書をつくって、県のほうに大事なものは保管するという意味でしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君
総務課長。

○総務課長 小野 義之君
県の文書館につきましては、各市町村のそういった重要な文書等も専門的にやっば保管するという施設ができ上がるということで、それに従って重要な文書も完全に守られるという中でやっていくというのが趣旨でございますけれども。今回の部分については、それに先立って、そういった目録等を整備して、それでやれる状況をやっぱりつくるということで考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君
ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第5、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君
ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第6、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君
ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第7、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君
ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第8、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、認定第1号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

一般会計の認定について、歳入歳出決算書の180ページ、179ページの財産に関する調書、一般会計分でございますが、180ページで、本庁舎の敷地面積が1,528.95平米増となっております。これのどこからこれが来たのかということですね。

それから駐車場用地が2,260平米マイナスとなっております。これの内容もお尋ねいたします。

それから、182ページ、幸町広場、ここが1,237.15平米マイナスとなっております。これの内容ですね。

それから普通財産の宅地、1万1,076.99平米のマイナス、これの内容、これらの内容についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

では、お答えします。

まず、本庁舎の1,528.95平米の件ですが、これはまず、後ほど質問にも出ました、次のページの幸町広場の減、1,237.15、これは幸町広場を役場の駐車場用地として使うために、生涯学習課から財政課の方に移管したものです。

あと、残りの291平米ぐらいあるんですが、この役場庁舎のほうに関しましては、役場の現在の駐車場から道路を挟んで幸町広場の駐車場ができてますね。その駐車場に向かう家の並びの1軒分が駐車場というか、通路になってますが、その財産は土地開発基金で持っていったものを普通財産で、土地開発基金財産を行政財産として移管したものです。その合計が、1,528.95となります。

以上です。すいません、普通財産の説明も一緒にを引き続き。普通財産の宅地のマイナス1万1,076.99ですが、これ主なものとしましては、高浜浜口の町住跡地の売却です。これが9,844、それから病院に移管した分が1,232平米で大体主なものとなっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

歳入、決算書については以上ですが、意見書の9ページ、歳出決算性質別経費の状況という表の中で、投資的経費、これが20年度、19.2%の構成比率、それから21年度は17.6%の構成比率でございましたけれども、22年度決算においては、約半分の8.7%という非常に低い投資的経費になっておるわけですが、これの理由をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

これは21年度は、大型事業として中央公民館の改修事業、これが約4億三千万、四千万ですね。それから町民会館の改修事業が2億二、三千万、それから防災行政

無線通信設備の整備工事、これが8,300万で計7億4,300万程度あります。前年、12億4,800万から5億1,900万差額というのが大体7億3,000万ですので、この大型事業が端的に言うとなくなったからということで投資的経費が減ったということでございます。

以上です。

○議員 8番 小田 武人君

結構です。

○議長 横尾 武志君

ほかにごございますか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成22年度芦屋町一般会計決算の認定ですが、関連しまして、先ほど小田委員長が言われました、芦屋町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の芦屋町の監査員の方に質疑をさせていただきます。

監査委員の方には急遽出席いただきまして、大変ありがとうございます。まず4の審査の概要の中で、芦屋町職員退職基金、それから財政調整基金、総合体育施設建設基金、この3つの中で仕組み債の購入をしたということが記載されてあります。この仕組み債自体は6億円で購入しているということで、基金全体が38億円であり、6分の1強の割合を占めるという状況です。これは、昨年、円高により70円台を維持しているという状況で、100円を回復していくというのが大変難しい状況になっているという点では、30年間の凍結の可能性、こういった部分もあるような状況です。

それで私は、最後に監査の結びとして、この内容についての監査としての指摘がありますが、これには、より一層財政健全化に努めるように要望すると、こういうふうに指摘されてます。これは当然そうだというふうに私も思います。ただ、この結びを読みますと、この中について、この仕組み債の問題について一言も触れてないということがあります。やはり、住民にとって大変関心のある問題でもあります。昨年、議会でも取り上げられ、マスコミでも取り上げられているというこういった状況で、住民も注視している問題なので、なぜこれについて結びの中で監査としての指摘はなかったのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

中西代表監査。

○監査委員 中西 一雄君

町の監査につきましては、適法性及び、合規性について監査を実施しております、合規性というのは係数が一致しているか、それから現金・有価証券なんか適正に保管されているかということについて監査を実施しております。

今回のこの仕組み債につきましては、現金・有価証券が適正に保管されているかの状況を確認しております。それは地方自治法に定められているとおりでありますので、それについて確認しております。

それから運用状況についてのご質問だと思いますけど、これは去年の12月の3日に芦屋町資金運用委員会というのが設置されておりますので、そちらのほうで討議といいますか、その運用状況を検討されるのが筋じゃないかなと思っております。

したがって、監査委員としては現金・有価証券が適正に保管されておることによってまとめには触れておりません。

以上であります。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、わかりました。今年の8月にスタンダード・アンド・プアーズの格付では、この米国債が最上級のトリプルAからダブルAのプラスに格下げされたということで、世界経済が大混乱しているという状況です。我々自体もこういった格下げについて、この米国債がこういった位置づけになるのか、果たしてどうなるのかという、そういった危惧を持って大変心配しているところです。

私は、やはりそういった点では、監査におきましても、芦屋町に大きな損失を与える可能性があるという部分があるのであれば、やはり当然、監査の中でも何らかの形で触れるべきではないかなというふうに感じましたので質問いたしました。どうもありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第2号についての質疑を終わります。

次に、日程第11、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第17、認定第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第9号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第18、日程第10号についての質疑をいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第10号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第19、承認第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、報告第9号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

「財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告について」という書類がありますが、この目次の次に、平成23年度財団法人芦屋町開発公社事業計画、この事業の目的、具体的なものが2行ほど書かれております。その他の事業として、芦屋町から付託される事業であるということですので、申し訳ありませんが、この開発事業計画の目的、そして具体的な情報があるかと思っておりますので、それを読んでいただければ幸いです。

それと2ページに、2番目、業務事業内容、今年度は事業なしとなっております。なぜないのか。そして、この過去において、どのような事業があったのかお聞きします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず開発公社の目的でございますけども、芦屋町と一体となって、総合振興計画の基本方針にのっとり、町内の既成市街地並びに周辺地域の特性に即応した開発のために必要な土地の確保、造成、その他必要な事業を行い、芦屋町の町政振興に貢献することを目的に設置されております。

それから、開発公社のこれまでなぜ事業を実施してないかということなんですけども、開発公社は、これまで実施してきた事業と関係はございますけども、主に用地の先行取得、道路用地であるとか、それとか江川台の用地の先行取得とか、こういったものをやってきておるんですけども、近年ではこういう事業が実施されておられませんので事業を実施してないという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

近年はないかと思っておりますが、過去においてどのようなものを事業としてされたのか、お聞きします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、昭和47年ごろなんですけども、これは望海団地の建設関係の事業を実施しております。それから昭和48年以降は江川台の用地購入、それから町営の売却、それから造成工事、そういったものを行っております。それ以後につきましては、主に今、芦屋水巻線の先行用地の取得を行っております。それから、所得制限外住宅と言われる町営住宅がございますけども、これの管理も一時期行っておりました。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、報告第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、請願第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、請願第3号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

おはようございます。所管委員会じゃないもんですから、恐らく所管委員会ではない、総財での付託になろうと思っておりますので、この場で若干お尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず請願書の本文の中で、町は町民に対して事前説明を行わず、意見要望等の聴取の方策をとらなかったことは町民を無視したものであるというふうな記述がございますけれども、この内容については、内容と言いますか、事業については、この土地の用途地域の見直し、あるいは利用による公募などによって、広報や町のホームページ、こういうところでこういう形でいいんじゃないかなというふうに思っております。

さらに、第5次総合振興計画、いわゆるマスタープランの策定時においても、この事業についての説明を住民の皆さんにされております。また、このことについては、町民の皆さんから意見を募ろうという形で、いわゆるパブリックコメントも実施されております。

また、マスタープランの基本計画の第5章、商工業の項目においては、基本的な方向として商工会との連携のもと、商工業の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用し、住民の皆様の利便性、生活の利便性向上を図りますというふうにされております。

このマスタープランは、皆様方ご承知のとおり、この3月議会において満場一致で承認されておる内容でございます。このように、町民の皆様方に対しましては、いろんな形で情報提供、あるいは意見聴取が行われていると私自身思っておりますけれども、町民を無視したものであるのかどうなのか、そここのところの見解をお尋ねいたしたいと思っております。

それから、請願内容の1項目目に、商店街の活性化と買い物難民対策にはならな

いと多くの町民が考えていますという記述がございます。核店舗の誘致によりまして、中心市街地の活性化をさせることがこの事業の大きな目的の一つであろうというふうに思われております。核店舗ができることによって人々が集まり、流れができ、そしてまた周辺商業者にもいい環境ができるのではないかなというふうに考えております。

したがいまして、これが活性化につながらないという考え方について、その根拠は何だろうかというふうに思いますので見解をお尋ねいたしたいというふうに思っております。

3項目目としては、買い物難民対策にならないというふうな形も記述されております。核店舗ができることによって、周辺地域の生活環境が向上し、生活がしやすくなるんじゃないかというふうに考えられるわけですが、芦屋町におきましても、高齢化も進み、体の不自由な方、いわゆる腰やひざの悪い方にとっては、近くにこういう店舗ができることになれば、生活の利便性も高くなるんじゃないかなというふうに思います。

したがいまして、このことが難民対策、いわゆる「買い物弱者」と言われる方々に対する対策になるのではないかなというふうに思われますが、いかがでございましょうか、この点についてもご見解をお尋ねいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今小田議員のほうから3点質問がありました。私のほうで、実際これは私のほうで紹介議員としてなっておりますので、税金投入型スーパーを考える会の代表の竹野様のご意見をつぶさにお聞きして紹介議員になったつもりですけど、一部、その辺の趣旨が、私の説明と食い違うところがあるかもしれませんけど、それは委員会の中でよろしく検討していただいて、必要があればここの代表の方を呼んで説明を受けていただきたいと思っておりますけども、私と竹野さんに紹介を受けたということで、今のご意見にお答えをいたしたいと思っております。

まず最初に、町民の意見に、町民のほうに情報は十分伝達されているんじゃないかということですけども、実質的に、現在、ここの数字にありますように、いや、これは反対ですよと言う人たちが、実際の署名をしている方たちが1,207名おられるわけですね。その人たちの中では、一つ目は血税をつぎ込んでないとか、いろいろあるんですけども、一方的に町からいろんな説明はあるけども、やはり町民の意見を聞く場、町民の意見を聞く場がなかったということで、町民の意見が、なかなか町民に意見は反映されてないということでこういう文章表現になっております。

それから2点目は核店舗、核店舗にならないのではないかなという表現のところでもよろしいですかね、いいですね。核店舗にならないのではないかなという表現の中では、この文章の中の真ん中にありますけども、現在、世の中の経済状況、財政計画変わって、福岡県でも今年度予算で「出向く商店街事業」として、近所に商店がなく車も持たない買い物難民弱者のために、商店街による宅配や送迎サービスの支援事業をやっていますというふうにありますけれども、流れが、世の中の流れがそうふうになってきてるんですね。

例えば、広島県のこの間、つい1カ月前にニュースでやってましたけど、セブンイレブンなんかは、買い物難民のために自分たちが車を購入して出向いて持ってい

きました。芦屋町でも野菜屋さんが皆さんの意見を聞いて持っていきました。

また、ファミリーレストランなんかで実質的に皆さん方もご存じだと思いますけども、電話でも、インターネットで注文すれば、総菜でき上がったものをその日に届ける。そして、セブンアイ・コーポレーション、セブンイレブンですけど、彼らが今何をやっているか。私の周りの正門町に住んでいる人で、本屋がない、本買えない町なんです。そうすると、隣の若い方がその方に、「本はどうやって買うんですか」、「こうやって買うんですよ、私は」と教えてました。

で、どんなことやってるか。電話でもネットでも浜口のセブンイレブンでも行って、「本が欲しい」と言えば、次の4時までにはそこのセブンイレブンに届きます。取りにいけば送料ただです。「自宅に送ってもらいたい」と言っても、依頼すればある程度の金額以上になれば、ほとんど送料は無料です。

このように、いわゆる物流、商流、人の購買の流れというものが変わってきてる中、その一番最たるものが、黒崎の駅前のコムシティ。10年前、三十億、六十億のお金を投入して北九州市がやりました。100店舗です。たくさんの方がいます。駅もあります。井筒屋もあります。実質どうですか、今。私は先週の土曜日、あそこに行きました。中を見せてもらいました。使えない建物です、カビだらけで。これが百万都市と言われる北九州がやった核店舗計画の結果なんです。

最終的に彼らは今からどうするか。いや、何もできませんと。政府の施設を入れるだけですと。北九州市の市役所の子どものためだとか、窓口業務をそこに入れて、階を入れるだけですとということで、ここに表現されている核店舗にはなりませんと、巨額の費用を投じるものではありませんというのは、そういう事例から、今いろんな事例を話しましたが、私も議員になって8年間で日本じゅうのいろんなそういうところ見てました。中心活性化ということでいろんなところ行きますよ。実質、核店舗で成功していないんですね。そういうところから核店舗にならないのではないかと表現になっている。

それから、最後に芦屋町におられる買い物難民の対策にならないということで表現もありますけども、これも今言ったとおりですね、確かにそれが全部ならないというふうには言いません。しかし、今芦屋町の買い物難民の人たちが、きょう現在自分たちでもうあそこにスーパーできたって、いろんな方策でもう自分たちが買い物難民になってしまったと悲しんでいるいろんな方策でもう手立てをつくってきているところの中に、商業集積として、核店舗としてそこに公費を投じるということは、なかなかそれだけで、買い物難民の対策にはならないのではないかとということで、こういう表現の少し強い表現ということで、そういうことで全部100%じゃないじゃないかというようなご意見だと思います。確かにそれはそうだと思いますけども、現在の日本の状況とそれと経済状況、そういうことからこういう表現になってることでお答えにしたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

答弁ありがとうございました。

まずですね、7月の1カ月間で1,207名の署名をいただいたと。これは非常に何と言いますかね、住民の意思として強いものがあるんじゃないかなというお話でございましたけれども、私の知る限り、私がお話を伺った町民の皆さん方の話で

は、説明を受けずにとにかく署名をしてくれないかということの中で、内容を十分にお聞きせずに署名をいたしましたという方も結構おられるようでございます。

それから、その内容についてはともかくとして、そういう状況も、また一方ではそういう話を聞いております。

それから「出向く商店街事業」、これについても、これは県の募集要項等によりますと、この事業主体はあくまでも商店街、あるいは商工会ですよということでございます。

したがって、こういう事業がありますよと、こういう制度がありますよというようなことについて、この請願の提出者、あるいは紹介議員の皆さん方が、そういう制度があるからこれを活用したらどうかというような動きをされたのかどうなのか、その点をちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

まず最初に言われました請願の内容については、知らん中でサインをされたご意見もあったということです。それについては私ども把握しておりませんが、請願を記入する際にはすべてトップ、一番上に、この請願は血税を投入するものではないというふうにちゃんと明記して記入してもらっておりますので、説明不足の方があったというご意見がありましたら、それは基本的には、募集の内容をすべて表示してる下にサインさせているということをもまず一つ目の質問にさせていただきます。

2つ目の、この「出向く商店街」のということについては、あくまでも情報の中であって、我々の中で活動をしておりません。

以上、2点についてお答えいたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

関連して、紹介者にお尋ねいたします。

まず、1項目目の最後のところでございますが「町はいま一度立ちどまって考え直してください」という、このような文言があります。これまで先ほどから説明がなかなかされてなかったんじゃないかとかいうお話もあっておりますが、議会に対しましては執行部のほうから船頭町駐車場活用事業について、その都度説明をしていただいたと、このように思っております。議会からも説明を求めたこともございます。その都度説明をいただいて、それから23年2月に事業者と町との事業契約の締結がなされたときも、きちっとそのような報告をいただいております。

また議会にあっては、23年3月に、当該土地の造成工事に係る予算の議会議決、それから23年6月には、建築に関する予算の議会議決を行い、それぞれの議案について承知しているところでございます。

また、今議会においても、そのあと、追加議案として建築に係る契約議案が上程されるようでございますが、今までこのように、私は町民の方の説明責任は確かに不都合があったところもあるかと思いますが、私たちにとっては説明をいただいております。ここまで説明して、それからもう進んでいるわけでございますので、いま一度立ちどまって考え直してほしいという、くださいという、このような今申し上げました経過の中で、船頭町駐車場活用事業を白紙撤回せよとのことなので

しょうか。ちょっとよくわかりませんのでご答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

いろいろご説明がありましたけども、この言葉の説明、回答でよろしいですか。

○議員 11番 益田美恵子君

はい、大丈夫ですよ。

○議員 9番 今井 保利君

それでいいですか。るるご説明ありまして、都度いろんなところでご説明があったということ、これは先ほど小田議員さんの質問でもありましたけど、確かに議会とか、それから広報、いろんなところで説明はあっているとと思いますけれども、これだけの大型の1億5,000万円以上のお金を投入するんだから、やはりしっかりと町民の意見ももう少し聞くべきではなかったかということが、情報の共有化になってないのではないかと、町長が言われるとおりに、ということは趣旨だけ。

それから1番目の請願の、町はいま一度立ちどまって考え直してくださいということは、やはりそういうふうに今の先ほど私がお答えいたしましたように、流れが変わって核店舗をやってもコムシティーのようになるのではないかとという疑いもあるし、もう少し考え直して、町のほうとして考え直すべきではないかという意見ですから、ここでやめなさいとか、やめて、それで絶対ストップだと。

確かに、今回の皆さん方のこの1,207名の町民の皆さんの内容には、やめなさいということでもとりましたけども、あくまでもこの請願は、もう一度よく考え直して、妥当性があるかどうかを考え直してくださいということが大きな趣旨です。それによって考え直した段階で、やはり無理だと思えば勇気を持ってストップするという考えに至ってもいいでしょうが、あくまでも請願はこの4項目で公表してください、考え直してくださいという1,207名の方は反対なんです。あくまでも請願は民主主義にのっとり公表してください、よく考えてください、意見を相互に交換しましょうというのが趣旨なので、よろしくご検討のほうをよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

確かに、署名をなさった方は、反対ということでご署名をなさっていただいているかと思えます。私、自転車しか乗れませんので、近くの商店、船頭町のことについては、随分と商店街を通るたびに、何とかしてほしいという、もうほんとに懇願されるような、皆さん歩いてみていただいていますかって、商店街は閑古鳥が鳴いてますって。何とかこれを、もとのかじやあるときは人通りも多くて、自分ところにも寄っていただいていたけれども、かじやが、ハローデイですね、スーパー・ハローデイが撤退してから、本当に寂しい中心街になっておりますと。何とか船頭町の駐車場に、スーパー、かじやさんの跡にできれば一番いいことですが、それも努力を皆さんいただいておりますが、できないで、今回の船頭町の方に、駐車場のほうに何とかしてほしいというというご要望があって、本当に私は、商店街に行くのが胸が痛くなるような思いで、今まで来ておりましたけれども、ほんとに私は今自転車ですけれども、果たしていつまでこの自転車も乗れるかわかりません。

その場合において、やはり身近なところに商店があるということは大変ありがた

いことでもありますし、先ほどの特養の請願がありました。現在の芦屋町において、2009年の10月の段階で高齢者率が23.4%というお話がありました。これがほんとに2050年になると、もっと進みますし、この23.4%の中には、若い芦屋航空自衛隊の世帯も含まれておりますので、この世帯の方たちがいらっしゃるから23.4%でとどまっておりますけれども、ほんとに自衛隊の若い方々が芦屋町の中に在住していただければ、もっともっと高齢化率は進んでいるだろう、また30年後には、もっと高齢化が進み、やはり、現在皆様若い方々は、よその店に安いから大型スーパーのほうに行っておられますけれども、もう間もなく私たちと変わらない年代になられるころには、やはり地元で買い物ができる、国も、コンパクトシティとって、小さな町づくりとって、中心街にコンパクトな商店をつくって、いこうというのが国の方針でもございました。私もこれは取り上げさせていただいたことがあるんですが、なかなかそれもかなわなくて、公募やったり、いつですかね、船頭町駐車場活用事業、公募提案実施要項というのが22年の11月にでき上っておりますが、これもホームページ等で公表されて、るるいろんな項目を挙げてホームページに掲載をして公募をやっているわけでございます、なかなか、公募もなくて、何回か2回ぐらいやったんですかね、そのあと税金を投入してということではございますが、本当、苦肉の策だろうと思う。最後の手段がここになったのではないかなと、私も税金投入することに対しては、やはり大変な危惧を持っております。本当に成功してほしいし、またマミーズさんも残ってほしい。お話では、片方ができると片方がつぶれるんじゃないか、仕事がなくなるんじゃないかといういろんなご意見もあります。

しかし、スーパー・ハローデイさんがあるときも、マミーズさんはいらっしやっただけですから、お互いが切磋琢磨しながら生き残っていける方策をとっていただきたい。

この前も私ここで、お話をさしていただいたんですが、浜口のセブンイレブンさんが、向かい側に、ローソンができるときに私は尋ねました。ローソンができたら大変ですわねって言ったら、いいえ、近くにお店ができることが競合して伸びることになるんですというお話を聞いて、そんなものかなということも思ったんですが、やはり私も、第5次マスタープランのメンバーでもございましたし、その中でパブリックコメントもやっております。町民の意見を聞いて、やはり商店街のことを何とかやってほしいという意見が多うございましたし、そういったものもかんがみて、このような結果になっているのではないかと、このように思っているわけでございます。

先ほどご説明があっておりましたので、何とかよりよい芦屋のまちづくりのために、お互いが協力し合っていけたらなど、このように思っております。意見を添えて終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

私は、この文面の一番最後ですか、請願書の前に、この署名を町民の声として請願書に添付するということに記載されてますので、先ほどご説明がありましたこのホームページの13行目に、税金投入型スーパーを考える会では、①この計画に巨額の血税をつぎ込むべきではない、②町有地の無料提供をすべきではない、③地元の商店やスーパーをつぶしかねないというこの3つの理由を掲げられて署名活動さ

れ、約1カ月間の間に1,207名の方のご署名を集められております。

しかし、私も思いますには、この理由の中で、①の、この計画に巨額の血税をつぎ込むべきではないという言い切りがされております。しかし、この請願書の冒頭には、店舗を建て、その経費は施設賃料として15年かけて償還するというのもうたわれておりますし、この署名の中にはそういうような文言は一切ございません。だから、住民としてはそういうふうな内容を知らないのではないかという思いがしております。

それと、②の町有地の無料提供をすべきではないということにつきましては、ここに船頭町駐車場の、活動計画の要望いたしましたときの実施要項がございます。その中に、公募の趣旨といたしまして、住民の生活利便性の向上及び中心市街地の活性化を図るため、公募提案より本用地で営業を行う事業者を選定後、芦屋町で商業施設を整備し、選定業者に賃借することにしましたと。そしてこれには、賃貸物件の物件の調書もついております。この物件の調書には、所在地、それから土地の地目、それから実測面積等も記されております。

こういうふうなものを示した中で公募をされ、その公募の結果、スーパー麻生といいますか、この方が賃料と、それから事業計画を提案されて、今回、決定したような状況でございます。そうであれば、当然、この公募に基づいて賃料をされてるわけですから、土地及び建物を含んだ中でのこの賃料ではないかという私は考えを持っております。

それから③の地元の商店やスーパーをつぶしかねないということで、これは言い切りがされております。しかし、21年の2月に、商工会、商工部会のほうから、行政、議会のほうに一応陳情がされてます。要望が提出されております。商工部会の方から5項目について要望がされておりますが、ちょっと2点ほど読まさせていただきます。

まず、まちづくりの観点から、中心市街地のにぎわいが復活すると同時に、周辺商店への経済波及効果も期待できるので、1日も早く企業が進出しやすい条件、法整備をお願いしますと。2点目が、ハローディの撤退以来、近隣住民は、日常の買い物にも不便しているため、町外に買い物に行かざるを得ない状況であります。このままでは、人口の町外流出に歯どめがかからず、町内商業者の後継問題にも影響しており、完全に商店が存在しなくなるような状況を危惧しています。

このような状況をご理解いただき、迅速な対応を、行政、議会の皆さんにお願いするものであるということで要望が出ております、当然、商工会としては、会員の方も当然おられるわけですから、その中で意見集約をされて、この要望書が出るわけでございます。だから、ここに書いてありますように、地元の商店やスーパーをつぶしかねないというような言い切りといいますか、断言がいかげなという思いがしております。

こういうふうな中で、この署名活動をされた文面を見ますと、このような情報が正確に伝わった中で署名活動がされたのかなというちょっと思いがしておりますので、もし署名活動の状況がわかりましたら、その辺のご説明をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

質疑の内容は署名活動の内容でよろしいですかね。

○議員 2番 内海 猛年君

はい、状況ですね。

○議員 9番 今井 保利君

状況ですね。質疑に対してお答えいたします。今も議員も言われましたように、もう見ておられると思いますけども、この文書、請願書の真ん中にあるこの計画に巨額の血税をつぎ込むべきでない、それから町有地の無料提供すべきではない、地元商店やスーパーをつぶしかねないということでの理由で、この計画に反対する署名活動を行ったということで、これを書面にして、その下にサインをしていただいたというのが、実際の署名活動の内容です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

私のほうにも署名にお見えになりました。そのときには、詳しい説明がなくて、反対の署名をお願いしますということだけで、実際にその情動的なものが十分開示させていない、その中で話をされてなくて、署名をお願いしますということで何かされたような気がしております。

その中で果たして、この1,207名の方々、先ほど議員も言われましたように、これが正しい数字かどうか、ちょっと疑問視をするところであります。

それと、最後に、先ほどから言われていますように、商店街の活性化と買い物難民にはならないというようなことが書いてあります。しかし、先ほどから申し上げてますように、商工会からの要望、または町長の手紙、それから第5次マスタープランにおきます芦屋町コミュニティーの結果報告書等々見ますと、やはり誘致をしていただきたいという多くの声が上がっております。このような声を果たしてどうお考えになるのか、その辺をもしよろしければお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

先ほどよりるるご質問出てますように、いろんなところでそういう意見、内容が出ていたということも十分承知しております。それは十分承知しております。しかし、今回の署名の中で何回も説明しますけども、この内容についてやった1,207名の方がサインを实际されておるわけですね。その手続の内容に不備があったとかいうようなご指摘もありますけども、それについては私自身が回ったわけではありませんので、そこについては言及できません、はっきり明確に。

しかし、もう一度この議会に対するその1,207名の方たちは反対なんだけど、あくまでも請願の内容は、何度も言いますけども、いま一度立ちどまってよく検討してくださいというのが1項目、それから2番目は公表してください、3番目も公表してください、4番目も公表してくださいという、ある、どう言ったらいいですか、民主主義の原則公表してくださいという請願の内容ですからね。今までの経緯の中が間違ってたとかやってたことが間違ってたとか、情報が不足してたからこうしてくださいというんじゃないんです。あくまでも請願は、公表してくださいという請願ですから、これは民主主義の大原則の公表をするということは当然だと

思いますので、紹介議員として議会のほうで検討してくださいという請願になっておりますので、ぜひよろしくご検討のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第42号から日程第19、承認第6号まで、日程第22、請願第2号及び日程23、請願第3号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

なお、一般質問の通告は、本日、午後3時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時15分散会
